

入院時食事療養（Ⅰ）に関する掲示

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。
 病院での食事は医療の一環として、管理栄養士の管理のもと、患者の年齢、病状によって
 適切な栄養量及び内容の食事を適時、適温で提供します。

配膳時間	朝食7:30 昼食12:00 夕食18:00
------	------------------------

入院時食事療養費の患者の負担金額が令和7年4月から変更となっています

※ 詳細は厚生労働省の告示も併せてご参照ください

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
限度額適用区分「ア～エ」	現役並み所得者 一般所得者	490円	→ 510円
限度額適用区分「オ」 (低所得者:住民税非課税)	低所得者Ⅱ	90日目まで	230円 → 240円
		91日目以降	180円 → 190円
該当なし	低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給権者)	110円	